

陳 情 一 覧 表

陳情 番号	受理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨	送 付 委員会
14	令和5年 11月2日	免税軽油制度の 継続を求める意 見書提出につい て		<p>【趣旨】 これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた軽油引取税の課税免除の特例措置（以下「免税軽油制度」という。）が、令和6年3月末日で廃止される状況にある。 免税軽油制度は、元来、道路を走らない機械に使う軽油について、軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免税する制度で、船舶、鉄道、農業・林業、製造業など、幅広い事業の動力源の用途に認められてきたものである。 スキー場産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車および降雪機に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、地域経済にも計り知れない影響を与えることとなる。 以上の趣旨から、下記事項について意見書を政府関係機関に提出することを陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">免税軽油制度を継続すること</p>	総務・企画 ・公室常任 委員会

陳 情 一 覧 表

陳情 番号	受理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨	送 付 委員会
16	令和5年 11月 14日	政党機関紙 の庁舎内勧 誘行為の自 粛を求める ことについ て		<p>【陳情理由】 全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）、配達、集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、今年だけで地方議会26か所以上で、庁舎内における勧誘、配達、集金の自粛を求める陳情が採択された。 各種メディアでも実態が報告されているが、特に、議員に勧誘され、「購読しなければならぬ」という圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割、多い自治体では8割に上っていることは、大変深刻な事態である。これも自治体がアンケート調査を実施して初めて明らかになったことである。 庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはならない。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となった。全国自治体において「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が明らかになったことから、滋賀県庁においても、政党機関紙の勧誘行為に関して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めるべきである。 また、政党機関紙の勧誘、配達、集金行為は政治活動であり、職員が庁舎内で集金に応じ、特定政党の政治活動に協力する行為を住民が見れば、政治的中立性に疑念を持つのは当然である。「断れずに購読しているが、特定政党への援助に当たるのではないかと職務への後ろめたさを感じてしまう」との職員の苦悩も報じられている。職員は政治的中立性、公平性、公正性への疑義を持たれぬよう、私的に政党機関紙の配達、集金に応じる際は、公共施設ではなく自宅等のプライベートな場所で行うべきではないか。 そもそも、庁舎管理規則によって、行政関係者や一般住民は問わず、「庁舎内で無許可での営業、勧誘行為は禁止」されているはずである。もしいまだ無許可で勧誘している一部政党、議員がいる実態があれば、政治活動に伴う営業行為は庁舎管理規則の「営業許可申請事項」であることを明示し、今後は「無許可営業行為」を改める旨を確認するべきである。</p> <p>【陳情項目】 1 庁舎管理規則に定められている事項の厳守、また職員へのハラスメントが生じる懸念から、庁舎内で無許可での政党機関紙の営業、勧誘行為を禁止または自粛すること。かつ、住民の大切な個人情報に預かる執務室内に立ち入った際の配達、集金が行われないように行政に求めること。 2 政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではないが、庁舎内の政治的中立性への疑義を生じさせないため、私的に購読したい場合はプライベートな場所（自宅等）を配達先、集金先として推奨する等、職員の努力、改善を求めること。 3 滋賀県庁内においても、職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的圧力を感じたという実態が本当にないか、職員に寄り添って調査、確認するように行政に求めること。心理的圧迫を受けた職員がいる場合には、適切に対応すること。</p>	総務・ 企画・ 公室常 任委員 会